

仕様書

1 委託事業の名称

令和8年度大分県企業誘致を加速する統合型マッチング委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

産業構造の転換やサプライチェーンの国内回帰、九州では熊本を中心とした半導体関連企業の進出が進む一方、本県の人口は減少の一途を辿っており、その流れは今後更に加速することが見込まれることから、地域に新たな雇用と活力を創出するための企業誘致に全力で取り組んでいるところである。

企業誘致の取組を加速していくためには、本県に進出を検討する確度の高い企業を発掘するとともに、戦略的・効率的な情報発信や個別訪問により、企業の地方進出をマッチングしていく必要がある。

こうしたことから、企業間取引情報等のビッグデータを活用したターゲット企業の抽出・分析、本県の立地優位性（インフラ環境、優遇制度、用地情報等）についてデジタル広告を活用した情報発信、都市圏や台湾での企業誘致セミナー開催を統合して実施することにより、企業誘致の取組を加速していくことが本業務の目的である。

4 業務内容

(1) ビッグデータ等を活用したターゲット企業の抽出、分析

企業間取引情報等のビッグデータを活用して本県に進出を検討する確度の高い企業を発掘（企業リストを作成）するもので、詳細は、別紙1『「ビッグデータ等を活用したターゲット企業の抽出、分析」に関する仕様書』を参照のこと。

(2) デジタル広告を活用した情報発信、収集、分析

デジタルマーケティングの手法によるプロモーションを実施するもので、詳細は、別紙2『「デジタル広告を活用した情報発信、収集、分析」に関する仕様書』を参照のこと。

(3) 都市圏、台湾での企業誘致セミナー開催

本県への企業誘致に繋がる効果的なセミナーを実施するもので、詳細は、別紙3『「都市圏、台湾での企業誘致セミナー開催」に関する仕様書』を参照のこと。

(4) プロジェクトマネジメント

業務計画立案から役割分担、進捗管理など、限られたリソースの中で企業誘致に向けた取組を戦略的・効率的に推進するため、上述した(1)、(2)、(3)の施策を横断的にマネジメントする実施体制を構築し、各施策間でのシナジー創出を重視しつつ実行する。

さらに、上述(1)、(2)、(3)によって抽出された企業と本県とのマッチングにつなげるため、個別訪問等による戦略的・効率的なアプローチ手法について具体的な提案や支援を行う。業務全体を通じて企業マッチングにつなげるため、本県の強み、地理的特性、支援制度、産業用地情報等を活用した情報発信方法についても検討し、具体化する。

加えて、業務を遂行する中で適宜分析や検証を行い、業務の更なる改善に向けたマネジメントを実行する。

なお、別紙4『(参考) 令和8年度大分県企業誘致を加速する統合型マッチング委託業務のイメージ』に本事業の全体像等を示すが、より効率的な提案等を阻害するものではない。

5 業務計画書の作成

本業務の契約後、速やかに、本業務の実施内容、実施手順、スケジュール、役割分担を含めた実施体制などを記載した業務計画書を作成し、提出すること。

なお、業務計画書の作成に当たっては、上述4(1)～(4)の内容における具体的な実施方法を記すほか、大分県東京事務所や大阪事務所等の県外事務所を含めた本県との協議・報告の進め方など、効率的・効果的な実施方法について受託者の知見を活かして提案すること。

6 成果物等の提出

(1) 成果物

受託者は、以下3項目の成果物について、県宛てに提出すること。

- ① ビッグデータ等を活用したターゲット企業の抽出、分析
 - ・事業報告書(効果分析、今後の誘致戦略にかかる改善案と示唆を含む)
 - ・ターゲット企業リスト(誘致戦略等を踏まえた条件別優先度設定を含む)
- ② デジタル広告を活用した情報発信、収集、分析
 - ・事業報告書(効果分析、今後の情報発信戦略等にかかる改善案と示唆を含む)
 - ・広告クリエイティブデータ(各種アカウントの引継ぎを含む)
- ③ 都市圏、台湾での企業誘致セミナー
 - ・事業報告書(申込リスト、参加者リスト、当日写真等を含む)
 - ・セミナー動画データ(mp4形式等。字幕等を含んだ加工後のもの)

(2) 提出方法

①～③の電子データを以下メールアドレスあてに提出すること。動画データについて容量によりメール送付が困難な場合は、DVD等での提出も可とする。

(3) 提出先

大分県商工観光労働部企業立地推進課 (a14260@pref.oita.lg.jp)

(4) 提出期限

令和9年3月31日までとする。

7 成果物の著作権等

- (1) 本業務の履行に伴い、新たに発生する成果物等に関する著作権等（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）はすべて委託者に帰属し、委託者は受託者に許可を得ることなくWEBでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、委託者が成果物等を利用する際に、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

8 特記事項

- (1) 本業務に係る一切の費用を契約金額に含む。
- (2) 受託者は、本仕様書に定める内容以上の企画、運用などが可能であれば、委託者に積極的に提案、協議しながら進めること。
- (3) 成果品の引き渡しの後に、当該成果品について仕様に適合しない欠陥等が発見され委託者が発見から1年以内に通告した場合には、委託者の指示に従い、受託者の責任において、必要な修正及び補正を無償で行うこと。
- (4) 業務実施にあたっては、委託者の求めに応じて報告を行うこと。
- (5) 受託者は本事業の主担当者を配置し、委託者から要請があった際は直ちに対応できる体制を構築すること。
- (6) 受託決定後、速やかに委託者と協議し、運営計画（スケジュール含む）、運営マニュアル等の作成に取り掛かること。
- (7) 業務上で権利処理が必要な場合は、手続き等を受託者が行うこと。
- (8) 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

以上